

**補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置（広島市  
男女共同参画推進条例第 1 7 条）について**

（補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置）

第 1 7 条 市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

### 1 条例制定の理由

- (1) 広島市では、平成 1 2 年に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果などから、男女共同参画を一層推進する必要性が明らかとなった。
- (2) 地方分権の時代において、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務の遂行という役割だけでなく、地方行政及び住民が自ら主体的にまちづくりを進めていくという観点から、「広島市男女共同参画推進条例」を制定した。

### 2 条例制定の経緯

時 期	内 容
平成 1 2 年 9 月	市民 3 0 0 0 人を対象に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」で、条例制定の必要性を調査 (回答者の約 5 割が条例を制定した方がよいと回答)
1 0 月	市として、男女共同参画に関する条例を制定する考えを表明
1 1 月 平成 1 3 年 3 月	①広島市男女共同参画協議会において「条例の基本的な考え方」について審議 ②条例に盛り込む項目等について市民意見聴取 ③広島市男女共同参画協議会から提言 (提言に、男女共同参画に関する基本的施策の 1 つとして「補助金交付における男女共同参画の促進に関する措置」が盛り込まれていた。)
6 月	条例試案について市民意見聴取
9 月	①広島市議会に提案、可決 ( 2 8 日 ) ②同日公布、施行 (条例第 1 7 条については平成 1 4 年 4 月 1 日から施行)

### 3 第 1 7 条の規定の基本的な考え方

- (1) 行政指導の根拠と考えており、補助金の交付条件（違反の場合に補助金の返還につながる場合もある。）を付することは、極力例外的な場合に限る。
- (2) 行政指導の方法（措置の求め方）は、補助金交付団体における男女共同参画の推進状況、団体の性格（公的関与の状況、運営の継続性など）等に応じて、弾力的な運用とする。

#### 4 補助金交付団体の男女共同参画の現状調査

(1) 調査目的

広島市男女共同参画推進条例第17条に基づく行政指導を行う上での基礎資料とする。また、調査を通じて、各団体での男女共同参画の推進についての理解の促進を図る。

(2) 調査対象

平成13年度補助金交付事業の対象団体

(3) 調査方法

補助金交付の所管課を通じて、各団体へ現状を聴取する方法により調査

(4) 実施時期

平成14年2月

(5) 調査項目

10項目

ア 団体の方針決定過程への女性の参画に関する項目（7項目）

（例「会長職、副会長職ともに男性である。」「女性が会長職へ就任できない慣行がある。」）

イ 団体における男女の固定的役割分担に関する項目（3項目）

（例「行事や会議の際、湯茶の給仕は女性だけが担当することが当然とされている。」）

(6) 調査結果の概要

団体における男女の固定的な役割分担やそれを反映した慣行はないとする一方で、方針決定過程へ参画している女性は少数であることが明らかになった。

#### 5 今後の進め方

(1) 補助金交付団体の男女共同参画の現状についての補足調査

会長職等への女性の就任状況などを数値で把握

(2) 措置の基準の作成

調査結果などを踏まえ、補助金交付の所管課において規定の統一的な運用がなされるよう、基準を作成

(3) 調査結果の公表

補助金交付団体の男女共同参画の現状についての調査結果を、措置の基準の作成に合わせて公表

## 広島市の概要

## 1 人口等

- (1) 人口 1,128,000人 (平成14年3月31日現在)  
(男性548,168人 女性 579,832人)
- (2) 世帯数 474,779世帯 (平成14年3月31日現在)
- (3) 面積 741.75km<sup>2</sup>
- (4) 広島市の予算 5,412億円 (平成14年度一般会計予算)

## 2 少子・高齢化の状況

- (1) 合計特殊出生率 1.33人 (全国 1.36人) (平成12年)
- (2) 高齢化率 14.2% (全国 17.3%) (平成12年)

## 3 政策決定過程への女性の参画状況

- (1) 広島市役所における女性管理職員 平成14年4月1日現在  
〔政令市の平均は平成13年4月1日現在〕

総数	うち女性	女性比率 (政令指定都市の平均)
914人	45人	4.9% (5.3%)

- (2) 広島市議会における女性議員 平成14年4月1日現在  
〔政令市の平均は平成13年3月31日現在〕

総数	うち女性	女性比率 (政令指定都市の平均)
60人	4人	6.7% (14.9%)

- (3) 審議会等における女性委員 平成13年4月1日現在  
〔国は平成13年3月31日現在〕

総数	うち女性	女性比率 (国)
1,570人	347人	22.1% (24.7%)

## 4 男女の地位に関する意識 (平等感)

(平成12年調査より)

回答	比率 (国)
男性の方が優遇されている	78.3% (76.7%)
平等になっている	10.9% (17.7%)
女性の方が優遇されている	3.0% (2.8%)
無回答	7.7% (2.8%)